

住宅改修Q&A

(参考:厚生労働省介護保険Q&A、実際にあった問い合わせなど)

※ここに掲載のない事例等はその都度お問い合わせください。

○改修の時期等

【新築工事の竣工日以降の改修工事】

住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。

竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となります。

【一時的に身を寄せている住宅の改修費】

要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。

介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となります。したがって、子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となります。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となります。

【外泊する住宅の改修】

入所している施設から月に数回帰宅する住宅の改修は介護保険の給付対象になるか。

施設入所者の生活の拠点は施設にあるため、外泊時の居宅介護サービス費は算定できないこととなっており、住宅改修についても同様です。また、病院等に入院中の者の外泊のための住宅の改修についても同様に該当しません。

【入院(入所)中の住宅改修】

現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことができるか。また、介護保険施設を退所する場合はどうか。

入院中の場合は住宅改修が必要と認められないので住宅改修が支給されることはありません。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えるので、事前に市町村に確認をしたうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えありません。介護保険施設を退所する場合も、同様です。ただし、退院、退所しないこととなった場合には申請できないため十分な検討が必要と考えます。

○申請に係ること

【領収証】

領収証は写しでもよいか。

申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えありません。

【工事内訳書】

支給申請の際、添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。

工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためです。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要があります。

【改修内容の変更】

事前審査で提出した見積書に計上されている改修内容を変更することは可能か。

事前審査で提出された内容に対して承認を行っているため、改修内容を安易に変更することは認められません。やむを得ず工事の内容に変更が必要になった場合には、担当ケアマネージャーをとおして、施工前に市に相談してください。事前相談のない場合には支給が認められないこともあります。

【添付写真】

申請に添付する改修前、改修後の写真はどのようなものか。

工事内容が一見してわかるように、同じ位置から同じ構図で(倍率も)撮影してください。写真を見ても判断のつかない場合には撮り直しをお願いすることもあります。

【添付写真の日付】

申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいか。

工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込んでください。

【改修する住宅の平面図】

事前申請に添付する平面図に必要な事項について。

平面図には、被保険者の氏名を記入してください。また工事の必要性(理由書の内容)の確認のため、被保険者の動線を記入して下さい。

【住宅所有者の承諾書】

住宅の所有者が既に死亡しているが承諾書はつけなくてもいいか。

相続権のある方(全ての相続人)の承諾書をつけてください。

○手すりの取り付け

【取付位置の変更】

現在工事中であるが、事前審査で取付予定だった手すりを付けないことにしたい。また、取り付け箇所を変更したい。

取り付け前に市役所に相談してください。(○申請に係ること、【改修内容の変更】に同じ。)

○段差の解消

【浴室の段差解消工事】

床段差を解消するために浴室内にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。

浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ(浴室内において浴室の床の段差の解消ができるものに限る)に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となります。

【上がり框(かまち)の段差緩和工事】

(住宅改修)上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を二段にしたりする工事は支給対象となるか。

式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となりますが、持ち運びが容易なものは対象外です。また、上がり框を二段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となります。

【段差解消機等の設置】

昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。

昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外です。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のもの、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となります。

○床又は通路面の材料変更

【床材の表面加工】

滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたリカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。

いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となります。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要です。

【傷んだ床材の張替え】

車いすの通行等により傷んだ廊下の床材を張り替えることは「移動の円滑化」として住宅改修の対象となるか。

老朽化や物理的な摩耗、消耗を理由とするのであれば対象になりません。

【ベット設置のための床材の張替え】

畳敷きの部屋にベットを設置するためのフローリング化は住宅改修の対象となるか。

床材の変更は「滑りの防止及び移動の円滑化等」の目的で行われる場合が対象となるため、ベット設置のためのフローリング化は認められません。

【通路面の材料の変更】

通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。

例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えありません。

○引き戸等への扉の取替え

【扉工事】

扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。

扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態に合わせて性能が代われば、扉の取替として住宅改修の支給対象となります。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。

【扉の取り替え】

門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。

引き戸等への扉の取替えとして支給対象となります。

○洋式便器等への便器の取り換え

【既存洋式便器への洗浄機能の取り付け工事】

既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。

介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象にはなりません。

【新たなトイレの設置】

既存の和式トイレを回収するのではなく、居室の隣室を改造し洋式トイレを設置し、和式トイレは家族がそのまま使用したいが住宅改修の対象になるか。

住宅改修の対象とはなりません。

【仮設トイレの費用】

和式便座を洋式便座に改修する際、仮設トイレを設置した場合、仮設トイレの設置にかかる費用は住宅改修の対象になるか。

仮設トイレの設置費用は住宅改修の対象となりません。

【和式便器の腰掛け式への変換】

和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。

腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となります。

○その他

【賃貸住宅退去時の改修費用】

賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。

住宅改修の支給対象とはなりません。

【家族が行う住宅改修】

家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人または家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされています。この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当です。

【ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修】

夫婦で介護認定を受けているが、合算して住宅改修をすることは可能か。

要介護者ごとに支給申請を行い限度額管理を行うため、同時に住宅改修を行う場合には、対象となる工事が重複しないように設定しなければなりません。

- ・重複しない例(同時に住宅改修可):トイレの改修工事において、便器の取り換えは夫・床段差の解消と手すり取り付けは妻。
- ・重複する例(同時に住宅改修不可):付帯工事を含む便器取り換え工事費用30万円を、夫20万円・妻10万円と按分。